

幹事会設置について（案）

令和 7 年 1 月 2 4 日制定

（趣旨）

- 1 海陽町地域公共交通活性化協議会規約第 11 条第 1 項の規定に基づき、幹事会を設置する。
- 2 海陽町地域公共交通活性化協議会規約第 11 条第 2 項の規定に基づき、会長が定める幹事会の組織、運営その他必要な事項は、次のとおりとする。

（1）幹事会は、次に掲げるものをもって組織する。

海陽町所管参事

海陽町住民環境課長

海陽町長寿福祉人権課長

海陽町子どもあゆみ保健課長

海陽町教育委員会次長

海陽町観光交流課長

海陽町建設防災課長

海陽町産業振興課長

海陽町行革政策課長

その他幹事会が必要と認める者

（2）幹事長は、海陽町参事をもって充てる。

（3）幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。